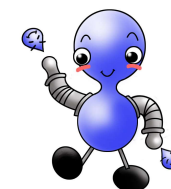


矢作川流域の上下水道の広域連携について

豊田市上下水道局 企画課



矢作川流域の上下水道の広域連携について

1. 上下水道一本化について

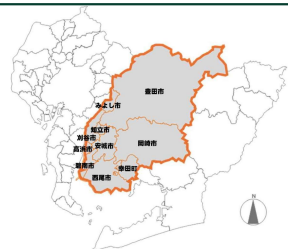
● 上下水道事業の課題

- 人口減少に起因する**料金収入の減少**や、施設の老朽化・地震対策に伴う**支出の増加**、熟練職員の退職など**人材不足**によるサービスの低下など、**経営環境の厳しさが増していく**ことが見込まれる。

● 上下水道一本化の必要性と目的

- **経営基盤の強化**を図り、**強靱で持続可能な上下水道サービスを提供**するため、単一の市町の経営にとらわれず、「**上下水道一本化（県と市町が上下水道の事務・事業を担う新たな組織を設立すること。）**」を実現することが有効である。
- 上下水道一本化により、ヒト・モノ・カネといった**経営資源を戦略的に活用**することで、「**料金上昇の抑制**」「**カーボンニュートラルの実現**」「**DXの推進**」を図る。

● 矢作川流域上下水道広域連携協議会



矢作川流域 上下水道広域連携協議会 設立総会

対象自治体

愛知県	岡崎市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市
西尾市	知立市	高浜市	みよし市	幸田町	

- 愛知県と西三河の10市町は、令和7年12月に「**矢作川流域 上下水道広域連携協議会**」（以下、「協議会」と言う。）を設立
- 協議会は、首長を構成員とし、新組織の組織体制、財政運営、施設整備など経営に必要な事項を定めた「**基本計画**」を策定することを目的とした組織
- 新組織は、以下の事業を持ち寄り、**経営の一体化（料金は統一しない。）**、**施設の共同化**、**管理の一体化**に取り組み、効率的な事業運営を目指す

県	水道用水供給事業の内 西三河地域 矢作川流域下水道事業
関係自治体	水道事業 公共下水道事業、農業集落排水事業 コミュニティ・プラント事業 その他汚水の集合処理事業

ただし、県及び関係自治体で持ち寄る事務事業の詳細は、協議会で検討する。

矢作川流域の上下水道の広域連携について

1. 上下水道一本化について

●新組織の取組と期待する効果

◆ 経営の一体化(図1)

県・市町の共通業務の集約(総務・経理など)など

⇒ 効果:柔軟な人員配置が可能

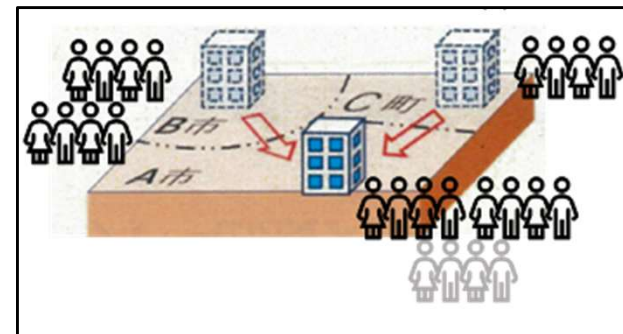


図1(経営の一体化のイメージ)

◆ 施設の共同化(図2)

行政区域を超えた配水池など施設の共同利用、整備など

⇒ 効果:更新費、維持管理費等の縮減

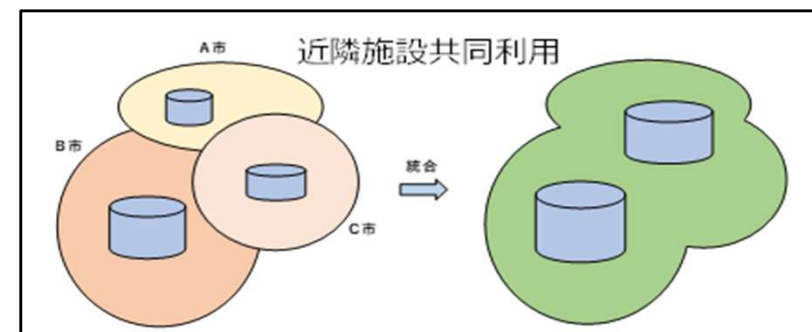


図2(施設の共同化のイメージ)

◆ 管理の一体化(図3)

維持管理業務の共同発注、オンラインシステムの共同導入など

⇒ 維持管理費等の縮減

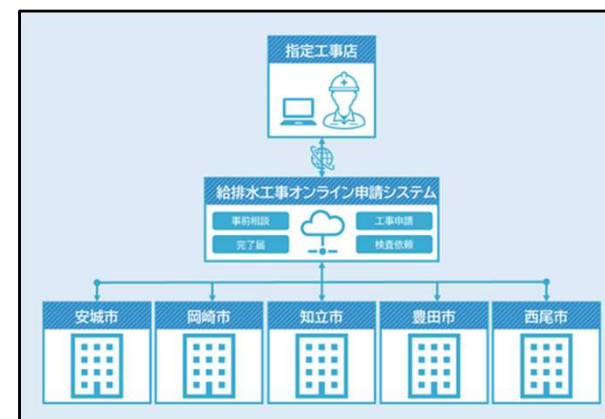


図3(管理の一体化のイメージ)

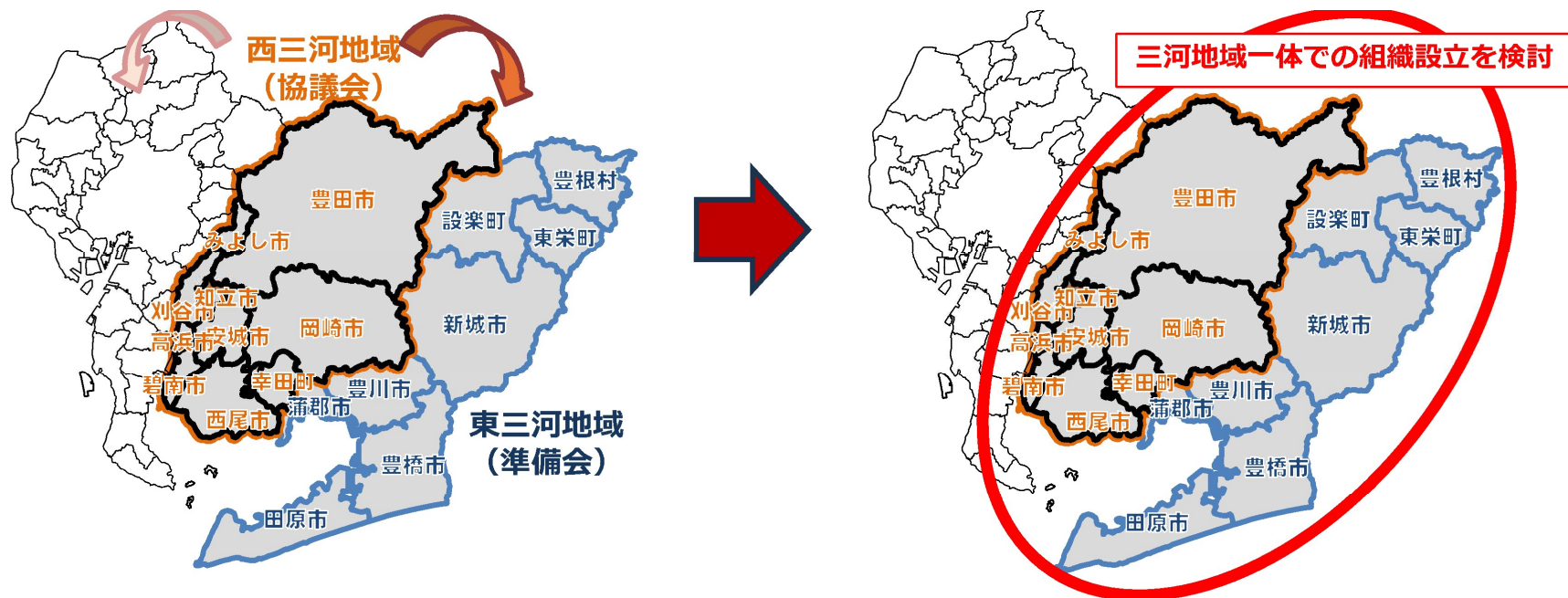
矢作川流域の上下水道の広域連携について

2. 上下水道一本化の方向性（対象区域拡大の検討）

- 上下水道一本化の取組みは、**対象区域を拡大することにより**、以下のような**更なる効果が期待される**。
 - ・技術職員の不足が進む中、**人材確保・育成や技術継承をより円滑に進めることができる**。
 - ・共通業務の集約、業務の共同発注、ユーティリティの共同調達等について、**経費縮減の効果がより大きくなる（スケールメリット）**。
 - ・**地域ブロックを越えて、施設の統廃合や共同整備が検討可能になる**。
 - ・災害や事故に対して、**広域的な応援体制の構築及び緊急用資材の共有などにより、迅速な復旧が可能**。



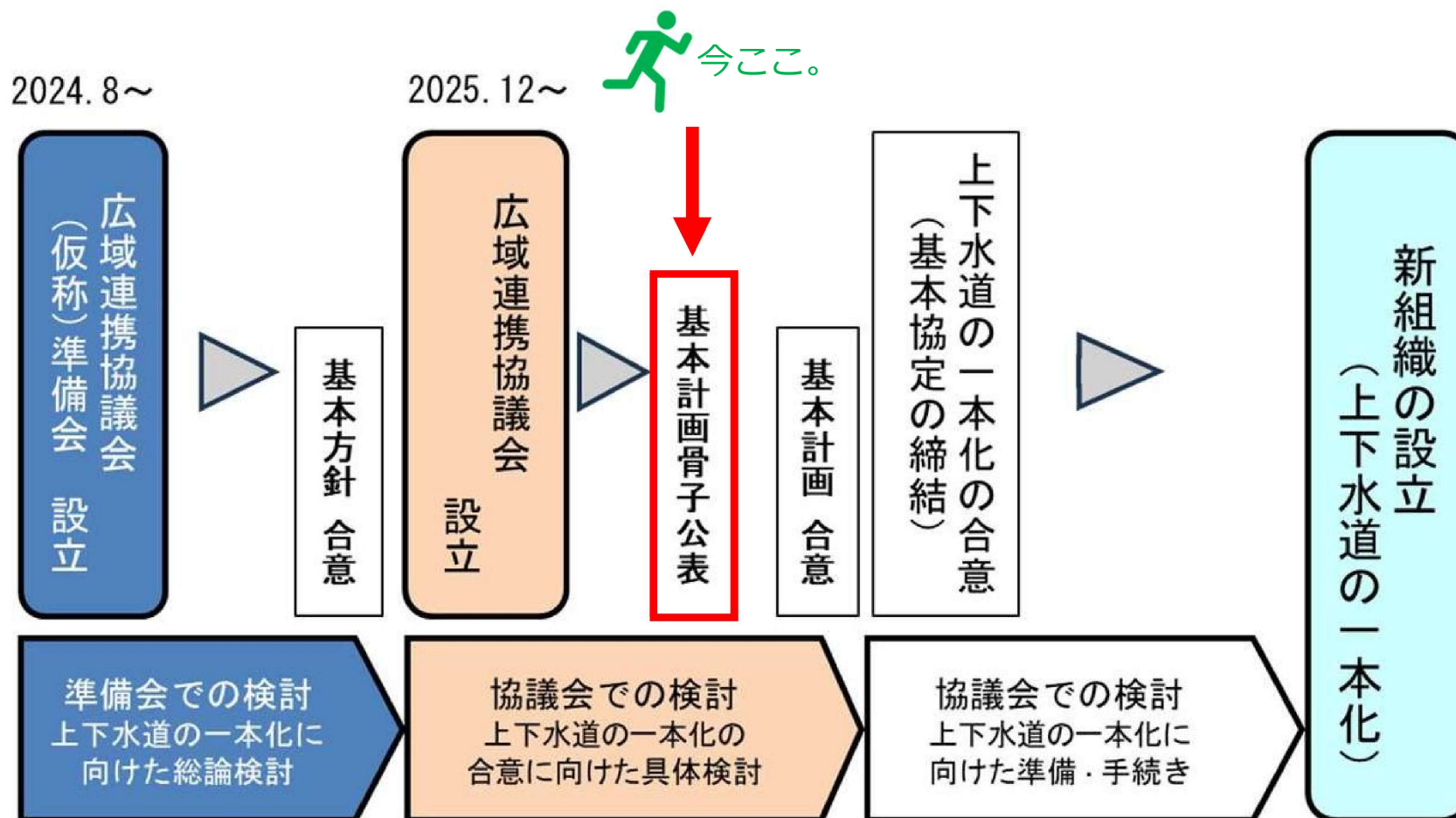
一本化組織の設立にあたっては、**より広域的な連携をすることが効果的であり、まずは三河地域と東三河地域一体での組織設立を視野に検討を進める**。



矢作川流域の上下水道の広域連携について

3. 新組織の設立までのフロー

- 上下水道の一本化の合意（基本協定の締結）に向け、新組織の組織体制、職員、財政運営、施設整備及び業務運営など**経営に必要な事項を定めた「基本計画」の策定に係る検討を進めているところ。**
- まずは、基本計画の策定に向けて、関係者間の認識共有を図るため、**計画の方向性と基本的事項を定めた「基本計画骨子」の公表を目指す。**



矢作川流域の上下水道の広域連携について

4. 基本計画の趣旨と骨子の項目

- 基本計画の趣旨と骨子に記載する項目（想定）は以下のとおり。
- 基本計画骨子：基本計画の策定に向けて、関係者間の認識共有を図るため、計画の方向性と基本的事項を定めるもの

基本計画の趣旨

強靱で持続可能な上下水道サービスを提供するため、上下水道を一本化する新組織の組織体制、職員、財政運営、施設整備及び業務運営など経営に必要な事項を定めるもの

1 組織体制

経営主体
機関構成
概略組織図

2 職員

職員の数
職員の身分

3 財政運営

運営形態
料金・使用料等
繰出金
資産等の引継
概算効果額

4 施設整備

全体方針
施設の共同化・再編
地震・老朽化対策等

5 業務運営

全体方針
管理の一体化
営業業務
給水装置・排水設備業務
運転監視業務
水質管理業務
危機管理